

## 磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）で使用する用語の例による。

### (実施事業)

第3条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業のうち次に掲げる事業

- ア 第1号訪問事業
- イ 第1号通所事業
- ウ 第1号介護予防支援事業

(2) 法第115条の45第1項第2号の事業として次に掲げる事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業

2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### (第1号事業支給費の支給)

第4条 省令第140条の63の2第1項第3号イ及びロの市町村が定める基準及び市町村が定める割合は、市長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、第1号事業支給費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (支給限度額)

第5条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支

給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認める場合は、同第2号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る第1号事業について行う。

（高額介護予防サービス費等相当額）

第6条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（受託者の遵守事項）

第7条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

（第1号の事業の利用の手続）

第8条 居宅要支援被保険者等は、第3条第1項第1号の事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 居宅要支援被保険者等は、第1項の規定により届け出た事項に変更があった場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書により、市長に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

（委託事業の利用の手続）

第9条 法第115条の47第4項の規定により市長が総合事業の実施を委託する場合（第1号介護予防支援事業の実施を委託する場合を除く。）における当該委託をする総合事業の利用の手続については、市長が別に定める。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による総合事業の利用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。